

地方会（等）組織認定申請チェックリスト

2008年5月 日本総合病院精神医学会地方会委員会

1) 資格等について

- 代表者（申請者）は本会会員（内規 6⑦）
- 当該団体の目的は定款第 2 条の目的を達成するためのものである（内規 6①）
- 活動の圏域が都道府県単位又はそれ以上の圏域である（内規 6②）
- 他の学会等の下部組織でない（内規 6③）
- 構成員は原則 J S G H P 会員であること（内規 6④）
- 参加が開かれていること（内規 6⑤）
- 規約に基づく活動を行っている（内規 6⑥）
- 事務局（又は連絡先）を置いている（内規 6⑦）
- 年 1 回以上の総会及び学術集会（内規 6⑧）
- 学術集会の内容が総合病院精神医学に係るものである（内規 6⑨）
- 申請時まで 2 回以上の開催実績がある（内規 6⑨）
- 会費に基づく運営（内規 6⑩）
- 会計事務が適切である（内規 6⑪）

2) 申請添付資料一覧

- 申請書様式（内規 5-3）
- 規約（内規 6①、6⑥）
- 申請時点における会員名簿（各構成員について氏名、所属、連絡先等の記載があるもの）。
J S G H P 会員の有無の記載は必須（内規 6④）
- 過去可能な限りすべての総会・学術集会の実施記録、参加者名簿、当日資料、案内チラシ等活動の実態がわかるもの（内規 6⑧、6⑨）
- 過去 2 年分の会費徴収実績、後援共催等実績記録（内規 6⑩）
- 過去 2 年分の会計報告書と監査報告書（内規 6⑪）
- その他必要な資料